

人事院会議議事録

会議日

令和5年4月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (給与局)
井手給与第三課長

議題

人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正」について、担当局から別添のとおり林野庁の特地官署の移転等に伴い、人事院規則9-55について改正を行うこととしたいと説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—55（特地勤務手当等）の一部改正について

令和 5 年 4 月 27 日
給 与 局

1 改正内容

特地勤務手当を支給する官署については、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）別表において官署名、所在地及び級別区分を規定しており、今般、当該別表に掲載されている下記 7 つの林野庁の官署に移転等があったことから、特地官署の所在地変更等に係る規則改正を行うこととしたい。（規則案については別紙参照）

所在地変更があった官署（1 官署）

- ① 木曾森林管理署南木曾支署 須原森林事務所
※ 級別区分に変更はなし（夏期：1 級地／冬期：2 級地）

非特地官署との合同事務所化により指定解除となる官署（4 官署）

- ② 空知森林管理署 沼の沢森林事務所
③ 空知森林管理署 紅葉山森林事務所
④ 根釧西部森林管理署 川湯森林事務所
⑤ 根釧西部森林管理署 阿寒湖畔森林事務所

林野庁において所在地表記の訂正があった官署（2 官署）

- ⑥ 木曾森林管理署 開田森林事務所
⑦ 飛騨森林管理署 白川森林事務所

2 公布日・施行日等

公布日・施行日：令和 5 年 5 月 1 日

※ 上記①・⑥の官署に係る改正については令和 4 年 10 月 1 日に、②～⑤・⑦の官署に係る改正については令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用

以 上